

矢吹町ふるさと思いやり基金条例

(目的)

第1条 この条例は「さわやかな田園のまち・やぶき」のふるさとづくりに賛同する人々の寄附金を財源として、寄附者の社会的投資を具体化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(基金の設置)

第2条 寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するため、矢吹町ふるさと思いやり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄附金の使途指定等)

第3条 寄附者は、自らの寄附金を町長が別に定める事業のうち、いずれに充てるかあらかじめ指定することができるものとする。

2 寄附金のうち前項の指定がないものについては、町長が当該事業の指定を行うものとする。

3 町長は、前項の指定を行った場合、直ちに寄附者にその内容を報告しなければならない。

(寄附者への配慮)

第4条 町長は、基金の積立、管理及び処分その他の基金運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金の収益処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第6条 基金は、その設置の目的を達成するため、町長が別に定める事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第7条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入予算に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。